

■選定優先順位5, 6「自動車ディーラー」に設置する際に必要な提出書類

選定優先順位5, 6「自動車ディーラー」に設置する場合は、以下に示す(1)、(2)の書類をアップロードし、提出してください。
なお、「自動車ディーラー」を運営する法人自身が申請者、またはリース使用者となる場合は、(2)の書類の提出は必要ありません。
※複数書類を提出する場合、一つのPDFにまとめて提出してください。

(1) 自動車メーカーの店舗紹介ホームページの画面 P D F

- 【記載の必須項目】
- 《自動車メーカー》
 - ・自動車メーカー（輸入販売元を含む。）であることの記載
 - 《設置場所名称》
 - ・申請で入力した設置場所となる「自動車ディーラー」の店舗名称の記載
 - 《設置場所住所》
 - ・申請で入力した設置場所となる「自動車ディーラー」の住所の記載
 - 《取り扱い》
 - ・設置場所となる「自動車ディーラー」が新車を販売している事の記載

(2) 設置場所となる「自動車ディーラー」を運営する法人から申請者に対する設置承諾書（充電設備設置承諾書等）

- 《承諾》
 - ・「自動車ディーラー」を運営する法人からの設置承諾の記載
- 《設置場所名称》
 - 設置場所となる「自動車ディーラー」の店舗名称
- 《設置場所住所》
 - ・申請で入力した設置場所住所の記載

【設置場所となる「自動車ディーラー」を運営する法人から申請者に対する設置承諾書（充電設備設置承諾書等）】

充電設備設置承諾書

① 〇〇〇〇 殿

③ 設置場所 〇〇〇〇 〇〇〇店

④ 住所 〇〇県〇〇市〇-〇-〇

【使用目的】
本「承諾書」の使用目的は、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の申請の為

⑤ ⑥ 【承諾内容】
・上記設置場所にEV充電設備の設置を承諾する。
・この承諾は、補助金の交付決定および事業期間中、並びに財産処分制限期間（設置完了日から5年間）にわたって有効とし、合理的理由なく取り消さないものとする。
・補助事業終了後の設備の管理・撤去に関する責任分担は、申請者および関係者間で別途協議する。

⑦ 作成日 20〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇株式会社（自動車ディーラーを運営する法人）
部署名 〇〇〇〇 役職 〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇

- 【確認事項】下記の①～⑥が確認できる必要があります。
- ① 申請者
 - ・申請者（法人）名の記載
 - ② 設置場所となる「自動車ディーラー」を運営する法人
 - ・法人名、部署、役職、承認者氏名、電話番号、メールアドレスの記載
 - ③ 設置場所名称
 - ・設置場所となる「自動車ディーラー」の店舗名称
 - ④ 設置場所住所
 - ・設置場所住所
 - ⑤ 承諾
 - ・充電設備設置を承諾していることの記載
 - ⑥ 期間
 - ・充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上、承諾していることが確認できる期間の記載
 - ⑦ 作成日
 - ・作成日の記載

- ◆各種書類の提出方法について
- ・紙等実体のある形式が正規のもの
→原則として実際の書類をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
 - ・電子データ自体が正規のもの
→受領当時から電子データの場合は、そのデータの提出も認めます。